

保育園
認定こども園
地域型保育事業

代表者各位

令和7年10月9日

幼保運営課長

令和8年4月一斉入所に向けて

平素より、本市保育行政にご理解・ご協力いただき、ありがとうございます。

さて、令和8年4月一斉入所の一次選考に先立ちまして、令和8年4月の入所選考より適用となる入所選考基準の改正点とともに、入所に係るルールについて改めて周知いたします。

1 保育園・認定こども園等の利用のご案内（冊子）について

10月10日（金）に各園に送付いたしますので保護者が貴園へ見学をされた際に、必要に応じて、配布いただきますようお願ひいたします。

なお、配布開始日は10月15日（水）となっておりますので、ご注意ください。

2 保育園等の適正利用に係る啓発資料の送付について

1と同日に各園に送付いたしましたので必要に応じて在籍児童への配布及び啓発資料の掲示をお願いいたします。

なお、この資料は、保護者に本来あるべき利用方法への理解を促しつつ、可能な範囲での協力をお願いするものであり、記載の事例を保護者に強制するものではありません。

ご家庭により保育を必要とする事情は様々であるため、保護者の状況や児童の様子などを勘案のうえで、必要に応じてご対応をお願いいたします。

3 入所選考基準の改正点について

令和8年4月の入所選考より適用となる選考基準の改正点は以下のとおりです。

（令和7年度中の随時選考には適用されませんのでご注意ください。）

① 認定こども園における認定切替を希望する世帯に係る変更

認定こども園を既に利用している1号認定児童が2号認定児童として同施設継続利用する場合の優先を追加いたします。（優先①）

※申請〆切日時点では在籍している児童のみ適用する。

② 認可外保育施設等を利用している世帯に係る変更

調整指数1における認可外保育施設等の利用に係る加点について、月64時間以上の利用（複数施設の合算可）に限り、加点とすることとします（調整指数1⑦の削除）。

※新たな基準表は後日ホームページ上に公開いたします。

4 入所選考に係るルールについて

入所選考に係るルールの中で、特にご留意いただきたい点について、別紙にて改めて周知いたします。 ⇒別紙1「入所選考に係るルールについて」参照

<問い合わせ>

幼保運営課管理班

大沼・工藤

TEL：043-245-5726